

自主防災組織 結成マニュアル

【改訂版】

災害に強い島づくりを目指して



令和3年9月

佐渡市防災管財課

はじめに

災害は、いつどこにやってくるかわかりません。大地震や豪雨などの自然災害は、人間の力ではくい止めることはできませんが、災害による被害は、わたしたちの日ごろの努力によって減らすことが可能です。

行政による「公助」はいうまでもありませんが、自分の身は自分で守る「自助」や、地域や身近にいる人どうしが助けあう「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となります。

平時から「自分でできること」、「家族でできること」、「ご近所と力を合わせてできること」などについて考え、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識を持ち、いつくるかわからない災害に備えて地域防災活動に取り組んでいきましょう。

目 次

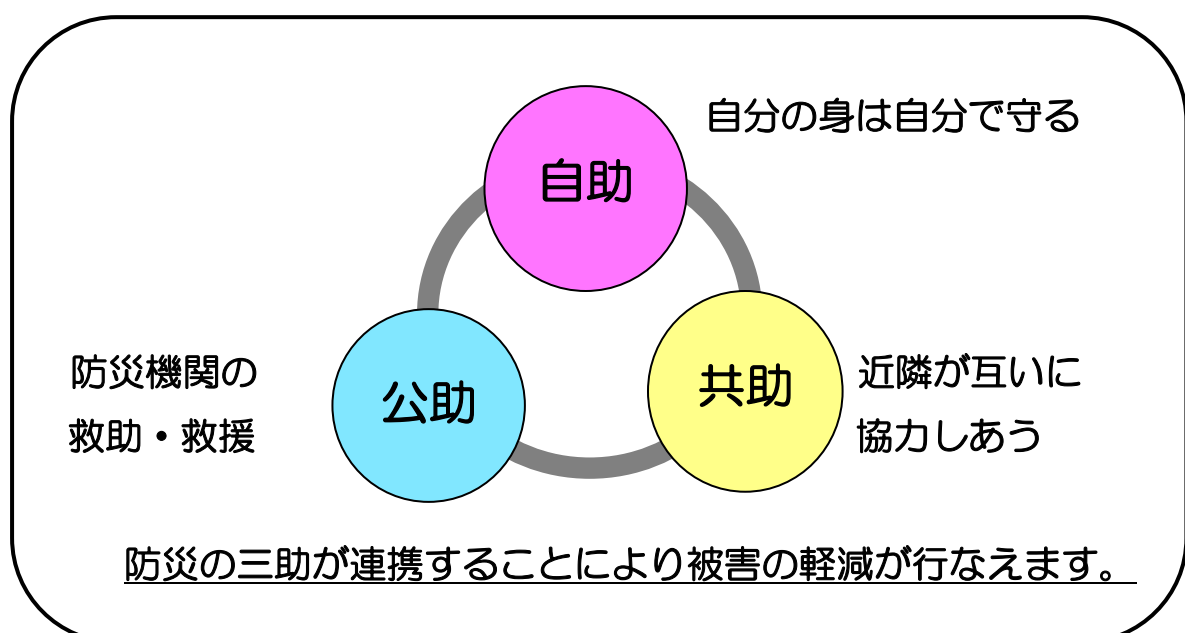
1. 自主防災組織とは？	・・・	P 2
2. なぜ必要なのでしょう？	・・・	P 2
3. どんな活動をすればよいですか？	・・・	P 3
4. 自主防災組織結成のポイントは？	・・・	P 4
5. 組織をつくりましょう！	・・・	P 5
7. 組織の結成にあたって	・・・	P 6
8. 届出資料		
自主防災組織結成届出書	・・・	P 7
自主防災会役員名簿	・・・	P 8
組織体制例及び事務分掌例	・・・	P 9
自主防災組織規約・防災計画の作成例	・・・	P 11

1. 自主防災組織とは？

「自分たちの家族や地域は自分たちで守る」という意識と、住民同士の助け合いに基づき、地域住民が自主的に組織し、災害時には被害を最小限にとどめるために「まずは全員が安全に避難すること」を目的として助け合いの活動を行う組織が自主防災組織です。

2. なぜ必要なのでしょう？

災害時には、被害を最小限にとどめるよう、消防、警察、市など防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかしながら災害規模が大きければ大きいほど、道路の寸断や渋滞、通信手段の混乱などから、その救援活動が著しく制限されることも予想されます。また職員や隊員も被災することもあり、災害初期においては、消防等防災機関のみでは対応しきれません。過去の災害でも明らかになったように被災直後には、「自分たちの命は自分たちで守る（自助）」と「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」の2つの考えに基づき、地域住民が主体となった助け合い活動が必要不可欠です。被害を最小限にとどめ、地域が一体となって大きな力を発揮するためには「自主防災組織」が必要です。



3. どんな活動をすればよいですか？

日常は、個人レベルでの防災知識の普及、防災訓練の実施、防災資機材の備蓄、避難所確認などを行います。

災害時には、初動時の避難活動を中心とし、地域内の情報収集や伝達、避難行動要支援者などの安否確認、救出・救護、避難誘導などを行います。

— 災害時の活動例 —

情報の収集・伝達



緊急情報伝達システム戸別受信機、テレビ、ラジオ、広報車などからの情報を分担して収集し、住民に伝えます。デマ防止や防災機関への被害状況の報告を行います。地域の避難行動要支援者には、連絡体制を整備し、迅速に情報を伝達しましょう。

安否確認

まず、家族や隣近所の安全を確認します。

地域の避難行動要支援者は、事前に分担を決め安否を確認します。

避難誘導

安全な避難経路を利用して避難所まで誘導しましょう。

単独での行動は避け、集団で避難をしましょう。



救出・救助

救助を必要とする人がいるときには、協力して助け合いましょう。

救助は自分と周囲の安全に十分配慮し、危険を伴う場合には無理をせず消防団などの協力をもとめましょう。

4. 自主防災組織結成のポイントは？

地域の自主的な活動は、自治会や町内会を単位として行なわれておりますので、防災活動を展開するにあたっては自治会や町内会を単位として取り組むやり方が適しているといえます。

このほかにもつぎの方法がありますが、それぞれ長所・短所があるので、地域の実情にあわせて組織してください。なお、自主防災組織の結成は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はありません。

- 1) すでに自治会や町内会などの中で、防災に関する活動をしている場合は、内容を充実・強化させて自主防災活動体制の整備を図り組織を立ち上げます。
- 2) 自治会や町内会などはあっても、防災に関する活動をしていない場合には、会の活性化のひとつとして防災活動を取り入れ自主防災組織として立ち上げます。
- 3) 規模の小さい自治会や町内会などの場合は、いくつかの自治会や町内会が連携して自主防災組織を結成します。
- 4) 地域ボランティア組織や学校区単位、商店街などの地域コミュニティを中心とした組織や防災活動に関心のある人が中心となって新に組織を作ることにも可能です。

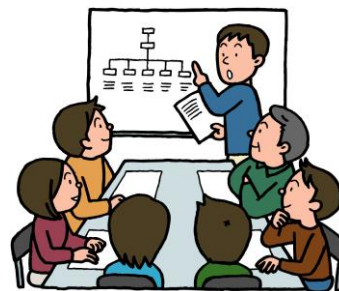
【自治会（町内会）を活用した組織案まとめ】

- ① 役員が自主防災組織の役員も兼務する。
- ② 自治会（町内会）の中の1つの組織として、独自の役員をもつ自主防災活動部門をつくる。
- ③ 自治会（町内会）が中心となって、全く別個に自主防災組織をつくる。



5. 組織をつくりましょう！

＜組織づくりまでの手順＞



1) 地域での話し合いと地域の同意

中心メンバーとなる会長や役員で結成を検討し、地区総会などで自主防災組織の必要性や、活動がどのようなものであるかを地域の皆さんで話し合い、結成に向けて地域の賛同を得てください。

その際には必要に応じて、市でも説明に伺います。

2) 役員、運営委員の選出、役割分担の決定

自主防災組織の中心となる会長、副会長、役員を選出します。

また、活動する内容ごとに班を結成して、役割分担をしましょう。

3) 自主防災組織の規約、防災計画の作成

規約は、自主防災組織の活動目的や内容を取り決めるものです。住民の意見を取り入れながら決めましょう。

すでに、規約がある場合には、「防災に関する活動」を盛り込んでいただくことで新に作成する必要はありません。

防災計画は平常時や災害時の活動内容について話し合い、定期的に継続可能な活動計画を作成しましょう。

市では作成例を用意していますので、地域の実情に合わせて自由に項目を変更し、使用いただくことも可能です。

4) 地域の皆さんに結成を知らせましょう

自主防災組織の体制、役員が決まりましたら、地域の皆さんに結成を知らせましょう。活動への理解と協力が必要です。

6. 組織の結成にあたって届出

組織を結成した場合には、つぎの書類を市役所に提出する必要があります。

※ 結成届は結成時のみ1回の届出で、毎年提出していただく必要はありません。

○自主防災組織結成届書

○役員名簿

○規約、防災計画書

— 提出先 —

佐渡市防災管財課又は支所・行政サービスセンターまでお願いします。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。

活動のポイント

○自主防災組織の活動は、計画や目標に優先順位をつけ、できることから始めましょう。

○日頃から役員だけでなく、隣近所で話し合う機会をもうけるとともに、地域の民生委員や消防団との協働による活動を心がけましょう。

○活動はねばり強く長い期間にわたって継続して続けていくことが重要です。「気長に楽しく」継続できるよう、活動内容を工夫しましょう。

年 月 日

自主防災組織結成届出書

佐渡市長 様

自主防災組織名 _____

代 表 者 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ④

電話番号 _____

佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱第2条第1号に規定する自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届け出ます。

自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	構 成 世 帯 数	世帯
集落・自治会等の名称		

添付書類

- (1) 役員名簿
- (2) 自主防災会規約の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

【役員名簿の作成例】

〇〇自主防災会役員名簿

(平成 年 月現在)

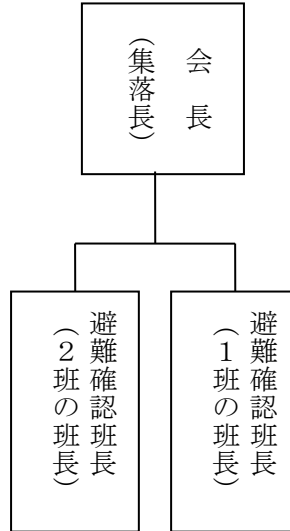
役職名	氏名	住所	連絡先	備考
会 長		佐渡市		
副会長				
副会長				
委 員				
委 員				
委 員				

※本書に準じた書式で作成しても構いませんが、代表者の電話番号など連絡先は必ず明記してください。

【自主防災会の組織体制例及び事務分掌例】

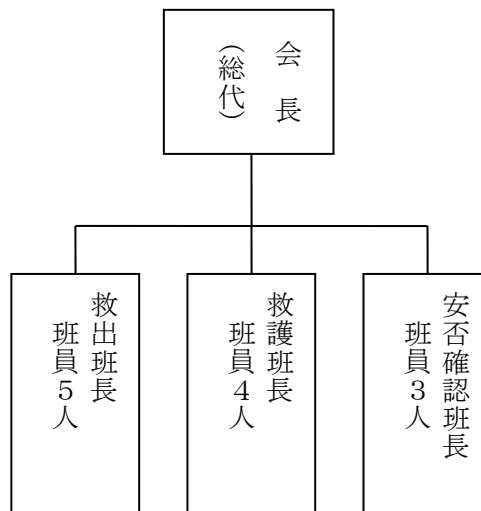
※世帯数や構成人数など組織の大きさに合わせて自由に体制をつくりましょう。

例1



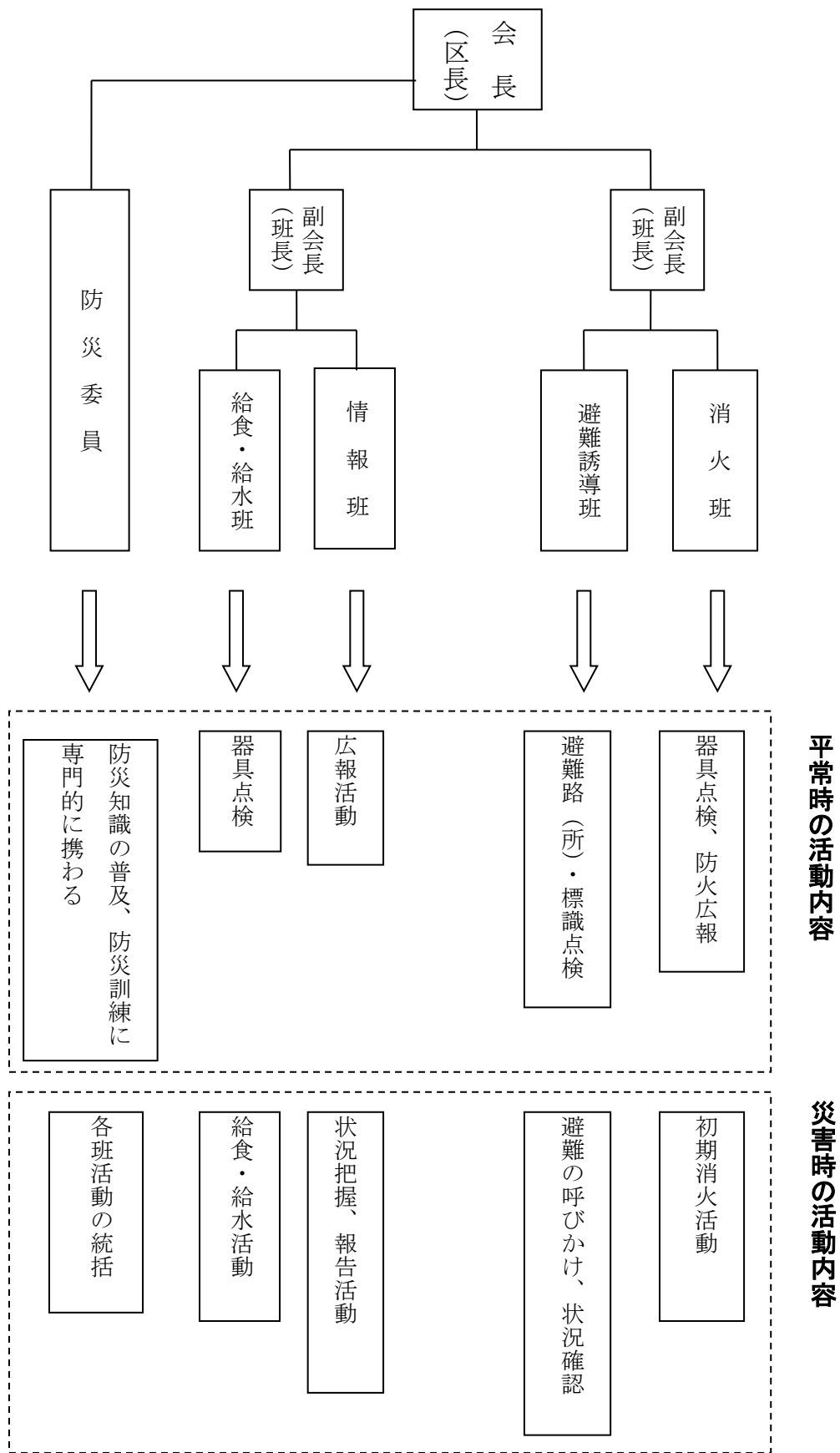
○平常時の活動 ・避難訓練 ・各世帯の人員把握	○災害時の活動 ・避難の呼びかけ ・安否確認
-------------------------------	------------------------------

例2



○平常時の活動 ・各世帯の人員把握 ・救護訓練	○災害時の活動 ・安否確認 ・救出・救護
-------------------------------	----------------------------

例3



【自主防災組織規約の作成例】

※組織の実情に合わせ項目や内容の変更をしてください。

〇〇地区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、〇〇〇内に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇地区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 防災委員 | 若干名 |
| (4) 班長 | 若干名 |
| (5) 監査役 | 2名 |

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1)規約の改正に関すること。

(2)防災計画の作成及び改正に関すること。

(3)事業計画に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1)総会に提出すべきこと。

(2)総会により委任されたこと。

(3)その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2)防災知識の普及に関すること。
- (3)災害危険の把握に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6)その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

【防災計画の作成例】

※組織の実情に合わせ項目や内容の変更をしてください。

〇〇地区自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救援に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、別紙のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、研修会・講習会等の実施により防災知識の普及・啓発を行う。

5 地域の災害危険の把握

災害予防のため、危険箇所、災害履歴などの防災問題に関する把握を行う。

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、毎年1回防災訓練を実施する。

7 情報の収集・伝達

災害発生時、情報班は地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内の住民、防災関係機関に伝達する。

8 避難

(1) 避難誘導の指示

市から避難の指示又は勧告が出たとき、又会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難所に誘導する。

9 出火防止及び消火活動

大地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるため、出火防止の徹底を図り、地域内での火災が発生した場合は、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにする。

10 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要するものが生じたときは、直ちに救出・救護を行う。この場合、現場付近のものは救出・救護活動に協力する。

11 給食・給水

給食・給水班は、地域内の家庭から提供された食料、市から配布を受けた食料等の配布、炊き出し等による給食、給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿、マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、名簿・マップ等を作成し、定期的に更新する。また、避難行動要支援者は別紙の者とする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救援方法の検討

避難行動要支援者の避難誘導や救出・救護活動についてあらかじめ検討し、訓練に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他組織との連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の配備計画、管理、定期点検について別紙のとおり定める。

別紙

避難行動要支援者名簿

氏名	性別	住所	備考

防災資機材等の配備計画

区分	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、腕章など
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメットなど
水防用	防雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、土のうなど
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネなど
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレなど
避難用	強力ライト、標旗、ハンドマイク、警笛、投光器、発電機など
給食・給水用	コンロ、給水タンク、炊飯装置、配膳用食器など
その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシートなど

※ 防災資機材は〇〇倉庫に保管しておくものとする。

※ 年1回、防災資機材の定期点検を実施する。